

「さいたま市食の安全委員会」の概要

1. 目的

「さいたま市食の安全委員会」は、さいたま市における食の安全・安心の確保を図るため、広く市民等の方々の意見・提言を施策に反映することを目的として、設置されました。

主な職務は、「さいたま市食の安全委員会設置要綱」第2条に

- (1) 食の安全・安心の確保に必要な施策に関する意見・提言
- (2) 食の安全・安心に関する情報・意見交換

と定めておりますように、食の安全確保行政に関する施策の決定機関ではなく、消費者、生産者、事業者及び学識経験者の方々との相互理解と市の施策に対する意見聴取、市への建設的な提言等をいただくものです。

2. 設置年月日 平成16年8月2日

3. 委嘱期間(任期は2年とし再任を妨げない)

- 第6期委員：平成26年 7月31日から平成28年3月31日まで
- 第7期委員：平成28年 8月 3日から平成30年3月31日まで
- 第8期委員：平成30年 7月31日から令和 2年3月31日まで
- 第9期委員：令和 2年10月29日から令和 4年3月31日まで

4. 委員会の開催時期

例年、8月、11月、12月、3月（年度4回）に開催しておりますが、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、第1回を令和2年10月開催とし、11月に実施していた施設見学は中止する予定です。

5. 委員の構成（第9期）13名

消費者（市民公募を含む）	4名（うち2名）
生産者関係	3名
事業者（食品製造業）	1名
事業者（加工・流通業）	1名
事業者（販売業）	1名
食品衛生協会	1名
学識経験者	2名

6. 委員会開催スケジュール等 (予定)

令和2年度	内 容
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	<p>✍️第51回さいたま市食の安全対策会議 (メール開催)</p> <p>▶ 第65回 (令和2年度第1回) 食の安全委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度さいたま市食の安全基本方針アクションプランの策定及び令和元年度同アクションプランの実施結果について
11月	
12月	<p>✍️第52回さいたま市食の安全対策会議 (メール開催)</p> <p>▶ 第66回 (令和2年度第2回) 食の安全委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度食品衛生監視指導計画 (素案) の提示
R3年 1月	
2月	✍️第53回さいたま市食の安全対策会議 (メール開催)
3月	<p>▶ 第67回 (令和2年度第3回) 食の安全委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度食品衛生監視指導計画素案に対する意見募集の結果について 令和3年度食の安全基本方針アクションプラン案について